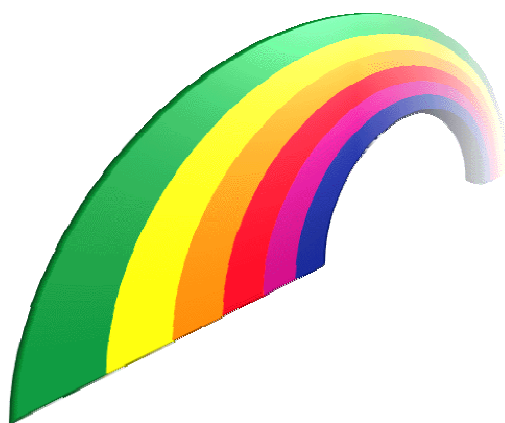


# 化学物質等による危険性又は有害性等 の調査等に関する指針

※厚生労働省では、労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を作成し、公表しました。

この指針は、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進するため、労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置が適切かつ有効に実施されるよう、基本的な考え方及び実施事項について定めたものです。

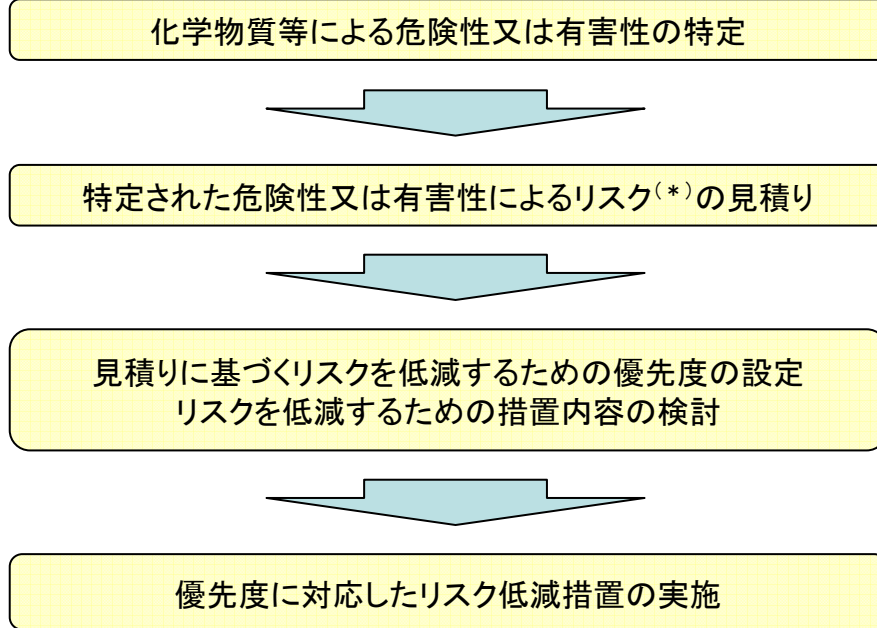


厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

# 1 化学物質等による危険性又は有害性等の調査とは

- 化学物質等により発生する負傷又は疾病の重篤度とその発生の可能性の度合(リスク)を見積り(「リスクアセスメント」といいます。)、リスクに応じた対策を検討するものです。
- 事業者は、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて対策を講ずるよう努めてください。

## リスクアセスメント実施の流れ



(\*)リスクとは……

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度(ひどさ)と、発生する可能性の度合を組み合わせたものです。

※本指針で「化学物質等」とは、製造、取扱い、貯蔵、運搬等に係る化学物質、化学物質を含有する製剤その他のもので、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいいます。

# 2 実施体制等

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置は、次の体制で実施する必要があります。
- また、安全衛生委員会の活用等を通じ、労働者を参画させなければなりません。

総括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者(事業場トップ) ……………	リスクアセスメント等の実施を統括管理
安全管理者、衛生管理者等 ……………	リスクアセスメント等の実施の管理
化学物質管理者 ……………	リスクアセスメント等の技術的事項を実施
化学物質等、化学物質等に係る機械設備等に 係る専門知識を有する者 ……………	当該化学物質等、機械設備等に係る リスクアセスメント等への参画

※これらの者に対し、必要な教育を実施しましょう。



### 3 実施時期

- リスクアセスメントは、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれがあるときに、リスク低減措置に必要となる時間を十分確保した上で実施します。

#### 実施すべき時期

- 化学物質等に係る建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき
- 化学設備等に係る設備を新規に採用し、又は変更するとき
- 化学物質等である原材料を新規に採用し、又は変更するとき
- 化学設備等に係る作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき

これらの作業を計画するときは、その計画策定時に調査を実施する必要があります。

※この他、次のようなときに実施する必要があります。

- 化学物質等による労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題があるとき
- 化学物質等による危険性又は有害性等に係る新たな知見を得たとき
- 前回の調査等から一定の期間が経過し、化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合



### 4 対象作業の選定

- 事業場における全ての化学物質等による危険性又は有害性を調査等の対象とします。
- 過去に労働災害や危険な事象が発生した作業等、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能である作業については必ず行います。